

〇〇現地対策本部用
口蹄疫対応マニュアル
(例)

平成22年9月
農 林 水 産 部

目次

－ 初動対応編 －

第1 初動対応の内容	1
第2 口蹄疫が疑われる異常畜発生の報告	2
第3 各機関への情報伝達	2
第4 防疫措置の準備	3
第5 発生農場及び周辺農場に対する対応	8

－ 現地対策本部編 －

第6 現地対策本部の設置	9
第7 現地対策本部の業務	12
第8 その他	14

災害時連絡指令者及び口蹄疫指定登庁職員一覧表

〇〇現地対策本部用口蹄疫対応マニュアル（例）

口蹄疫の防疫対策は家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号。以下「法」）、口蹄疫対策特別措置法（平成22年法律第 4 4号。以下「特措法」）、口蹄疫防疫指針（平成16年12月 1日、農林水産大臣公表）、京都府口蹄疫防疫対策要領 に基づき実施する。

この〇〇現地対策本部用口蹄疫対応マニュアル（以下「マニュアル」という。）は、府が口蹄疫防疫対策を円滑に行うため、〇〇広域振興局管内（〇〇市、〇〇町及び〇〇村をいう。以下「管内」という。）で口蹄疫が疑われる事案が発生した場合における初動対応、現地対策本部の設置及び防疫措置の速やかな実施を目的に定める。

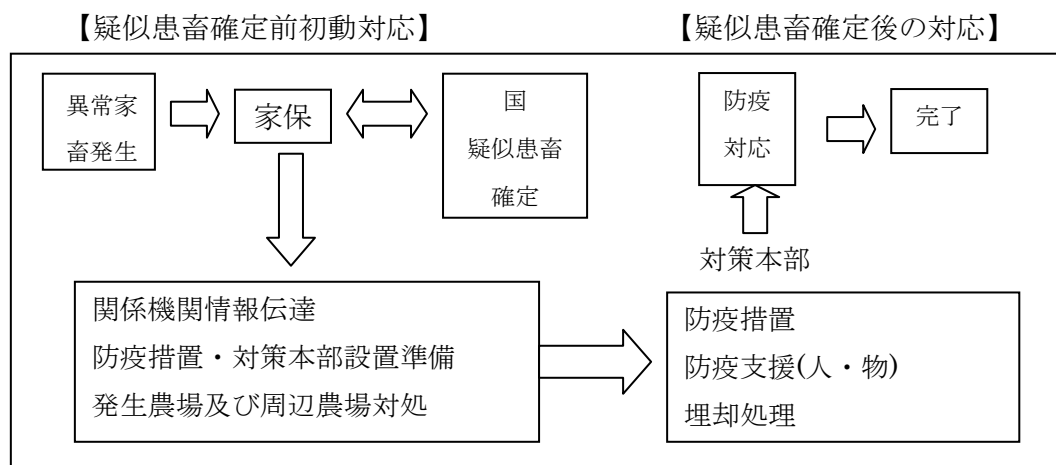
－ 初動対応編 －

第 1 初動対応の内容

初動対応の内容は、「防疫措置の標準スケジュール」に示すとおり、管内の農場で現地家畜保健衛生所長（以下「所長」という。）に対して牛、豚等の偶蹄類において口蹄疫が疑われる異常が発生した旨の報告がなされてからの1～2日間において主に実施すべき措置とし、その内容は原則として次のとおりとする。

- 1 口蹄疫が疑われる異常家畜発生への報告
- 2 関係機関への情報伝達
【閉庁日における情報伝達と職員の配備・招集】
- 3 防疫措置の準備
- 4 発生農場及び周辺農場への対応
- 5 現地対策本部の設置準備

「防疫措置の標準スケジュール」



口蹄疫が疑われる異常家畜のPCR検査に係る検体送付時から防疫体制を整え、疑似患畜確定と同時に対策を速やかに実施し、最短時間で対策を実施することにより、感染拡大を阻止する。

第2 口蹄疫が疑われる異常家畜発生への報告

【現地家保、企画総務部】

所長は、管内の農場において口蹄疫が疑われるとき（PCR検査に係る検体を送付する必要があると認めるとき）は、直ちに農林水産部畜産課長及び広域振興局企画総務部長に報告するとともに、企画総務部長は発生市町村の長に通報する。

【参考】検査材料の採取から疑似患畜決定までの時間：11時間

移動時間(農家→東京都小平市)：5時

検査時間：6時間

第3 各機関への情報伝達

【企画総務部、各部】

1 勤務日

(1) 企画総務部長は、第2の報告を受けたときは、速やかに〇〇広域振興局長（以下「局長」という）及び局内各部に情報を伝達するとともに、「京都府口蹄疫現地対策本部」の設置準備に取りかかる。

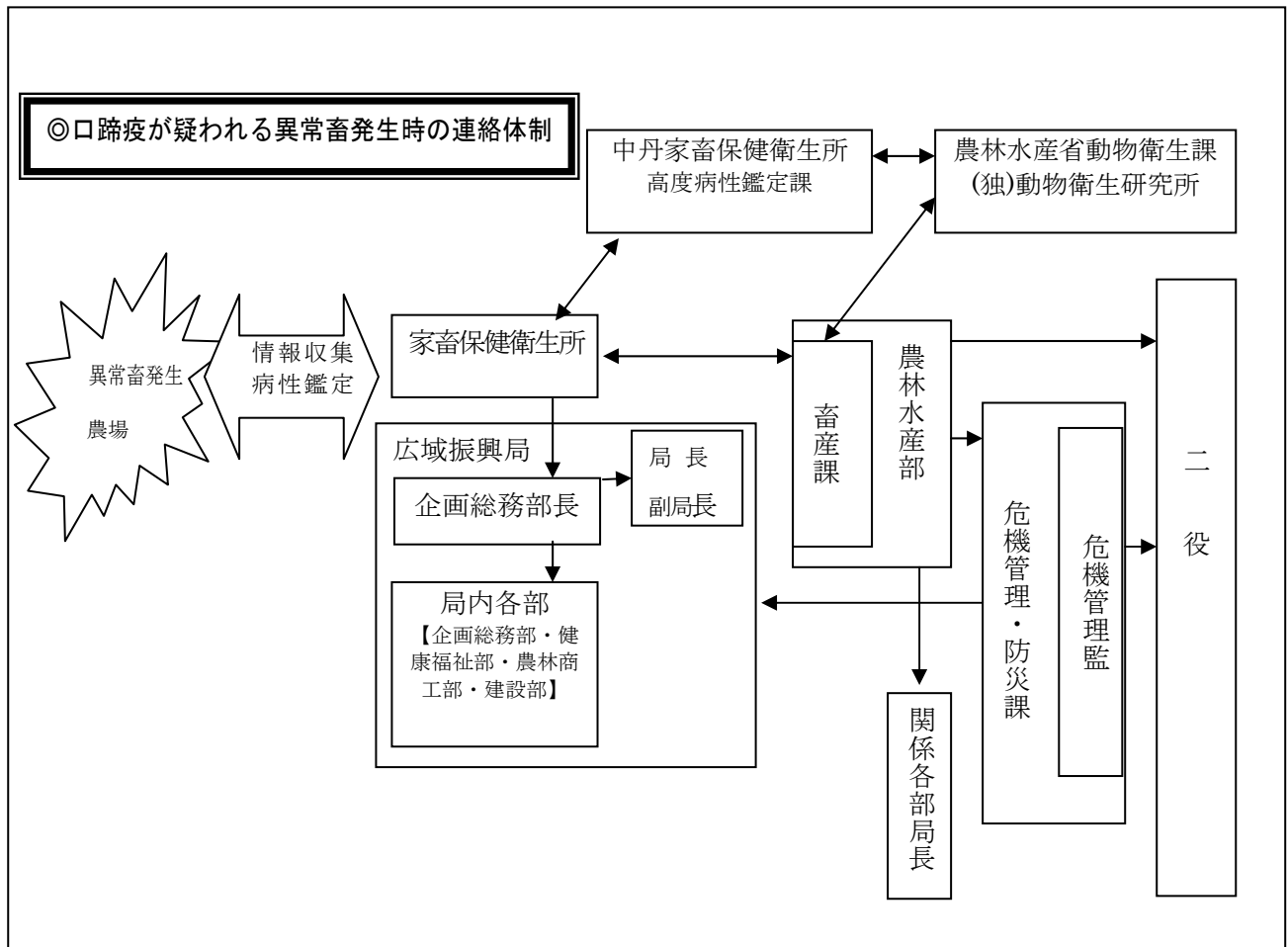
(2) この段階の情報は確定診断前のものであり、口蹄疫でない場合も想定されることから、風評被害の発生を防止する観点で、当該情報の取扱いには十分注意する。

2 閉庁日

(1) 企画総務部長は、第2の報告を受けたときは、速やかに局長及び企画総務部の連絡指令者(閉庁日等の@:連絡担当者)を通じて局内各部の連絡指令者に情報伝達する。

(2) (1)の情報伝達を受けた連絡指令者は、関係各班の指定登庁職員に登庁を指示する。

(3) その他、勤務日における対応を準用する。

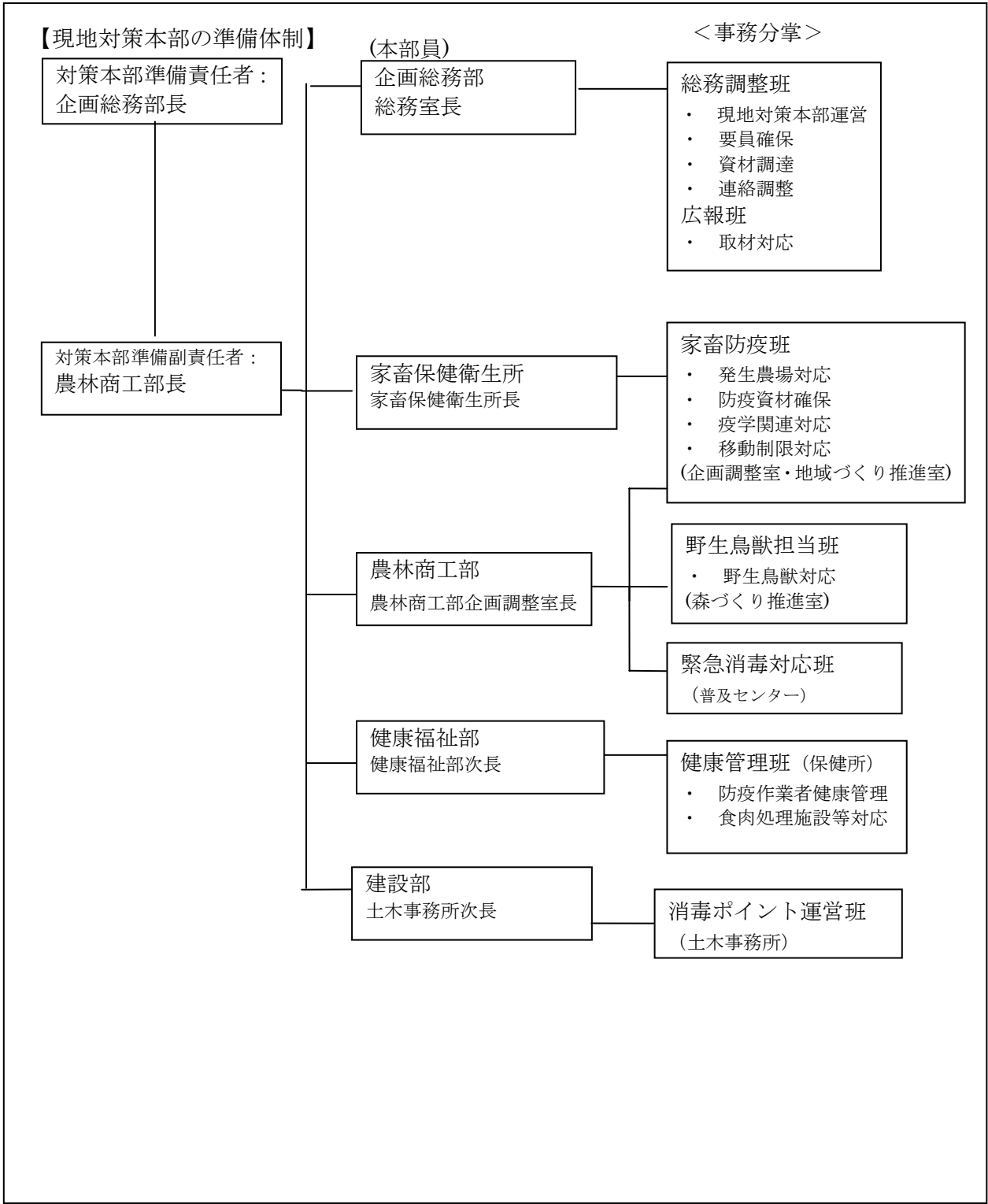


第4 防疫措置の準備

1 口蹄疫現地対策本部設置の準備

【企画総務部 各部】

- (1) 企画総務部長は、第2の報告を受けた場合、次の2以降の防疫措置を進めるため、対策本部準備責任者を企画総務部長とする「現地対策本部」の準備体制を構築する。
- (2) 準備体制の組織及び事務分掌は、次頁のとおりとする。



2 防疫計画（殺・埋却処分）の作成

【家畜防疫班】

家畜保健衛生所長(以下「家保所長」という。)は、次の計画を速やかに作成し、対策本部準備副責任者を通じ準備責任者に提出する。

(1) 発生農場での家畜処分・搬出計画

- ア 発生農場における家畜の処分の方法
- イ 必要な資機材・人員の数量（人数）
- ウ 発生農場内での防疫作業用施設（以下「防疫支援基地」という。）の設置

(2) 殺処分家畜の埋却計画

- ア 殺処分後の家畜の搬出・輸送方法・輸送経路
- イ 埋却候補地の選定
- ウ 埋却場所周辺住民への説明・同意の取付方法
- エ 必要な資機材・人員の数量（人数）
- オ 防疫支援基地の設置

(3) 殺処分及び埋却処分の終了までの消毒計画

- ア 消毒方法
- イ 必要な資機材及び人員の数量（人数）

(4) 移動制限区域及び搬出制限区域に係る消毒ポイントの設置・運営計画

- ア 消毒ポイント設置場所の選定及び消毒方法
- イ 周辺住民への説明・同意の取付方法
- ウ 委託先（委託できない場合、必要な資機材及び人員の数量(人数)）

3 関係機関等との協議

【総務調整班、家畜防疫班、野生鳥獣担当班、緊急消毒対応班、健康管理班、消毒ポイント運営班】

- (1) 家保所長は、防疫計画を対策本部準備副責任者を通じ準備責任者に提出するとともに、農林水産部畜産課長及び発生市町村の長に対し、計画の内容について協議を行う。
なお、協議が整った場合には、その結果（当初の防疫計画に変更が生じた場合は、変更後の内容を含む。）を速やかに対策本部準備副責任者を通じ準備責任者に報告しなければならない。
- (2) 現地対策本部準備体制の各班は、防疫計画の具体的な内容について、下表のとおり関係機関等と速やかに協議を行い、対策本部準備副責任者を通じ準備責任者にその結果を報告する。

協議項目	担当班	協議先
ア 発生農場での防疫支援 基地の設置方法	家畜防疫班	当該農場所有者
イ 処分家畜の埋却方法及び 防疫支援基地の設置方法	家畜防疫班 総務調整班	埋却場所の所有者等 埋却地周辺住民
ウ 消毒ポイントの設置	家畜防疫班 消毒ポイント運営班	道路管理者等
エ 防疫従事者の集合場所 の設置	総務調整班	当該施設管理者
オ 防疫従事者の健康診断	健康管理班	健康福祉部
カ その他必要事項	対策準備責任者が その都度担当班 を決定	

4 要員の確保

【総務調整班】

- (1) 総務調整班は、家保所長から防疫計画の提出を受けた後、速やかに局内各部長に対し、発生農場の飼養頭数を勘案した割当人数を示した上で、防疫従事者の人選を進めるよう、依頼する。また、対策本部に対し、庁内関係部局、他の広域振興局、発生市町村及び関係団体（以下「関係機関」という。）への派遣の要請を行う。
- (2) 総務調整班は、3の(1)の協議が整い防疫計画が確定した段階で、割当人数等の最終調整を行い、名簿を確定させるとともに、防疫従事予定者に対する説明会を開催しなければならない。
- なお、説明会においては、「口蹄疫防疫作業時における注意事項」等の説明を行う。

5 資機材の確保

【総務調整班】

総務調整班は、家畜防疫班から防疫計画が提出されたときは、次のとおり資機材を確保する。

- (1) 防疫必要資機材の数量をもとに、発生農場の飼養頭数を勘案した数量の資機材を、関係業者から調達できるか直ちに確認する。

- (2) 3の(1)により協議が整った段階で、必要資機材の数量の最終調整を行い、家畜保健衛生所に備蓄している防疫着、手袋、ゴーグル等を指定した場所に搬入する。また、動衛研において口蹄疫疑似患畜と確定される前に、関係業者に発注するとともに、発生農場での家畜殺処分の開始前までに指定した場所に搬入する。資機材に不足が生じる場合は、ただちに府対策本部に要請し調達する。

6 殺処分・埋却処分のための現地準備

【家畜防疫班・消毒ポイント設営班】

- (1) 家畜防疫班は、発生農場での殺処分・埋却処分の開始までに、発生農場・埋却場所に防疫支援基地を準備する。

- (2) 防疫支援基地を設置する場合は、併せて防疫従事者の集合場所も決定する。

- (3) 事前に協議をしておいた地元の建設業者に重機等の搬入準備をする。

第5 発生農場及び周辺農場に対する対応

1 発生農場に対する対応

【家畜防疫班】

家畜防疫班は、確定診断前において発生農場に対し次のとおり対応する。

- (1) 家畜の異常に係る原因の調査及び関連農場等の疫学調査、その他防疫計画作成に必要な資料の提供を求めるとともに、疫学的に必要と思われる農場等の消毒実施及び家畜・人・車の移動の自粛を要請する。

- (2) 家畜防疫班は、次により発生農場の消毒を行うものとする。
 - ア 防疫計画に基づく発生農場での家畜の殺処分の実施前であっても、口蹄疫の周辺農場等へのまん延を防止するため、発生農場が行う自主的な消毒にあわせ、予防的に農場の消毒と野生鳥獣等の侵入防止策等を講じる。
 - イ アの消毒は、農場出入口での消毒と農場全体の消毒とし、準備が整い次第速やかに実施する。

2 周辺農場に対する対応

【家畜防疫班・野生鳥獣担当班・緊急消毒対応班】

各班は、他の農場への感染を防止するため、次のとおり対応する。

- (1) 確定診断前において、隣接農場に対し、異常の有無を確認するとともに、予防的な農場消毒の実施と野生鳥獣等の侵入防止策を講じる等の対策を講じる。

- (2) 確定診断後、移動制限区域が定められた段階で、移動制限区域内を出入りする畜産に係る車両（飼料運搬車等）を運行する事業者に対して、運行計画の提出を求めるものとする。

- (3) 防疫計画で定められた消毒ポイントを速やかに設置し、(2)により提出された計画に基づき運行される車両及び一般車両の消毒を実施すること。

－ 現地対策本部編 －

第6 現地対策本部の設置

1 設置

- (1) ○○広域振興局は、発生農場での家畜が動衛研での同定検査の結果、口蹄疫疑似患畜と診断された段階において、現地対策本部を設置する。
- (2) 現地対策本部は○○広域振興局に置くものとし、○○室を転用するとともに、臨時電話等を開設し対応することを原則とする。
- (3) 現地対策本部は、○○を本部長とし、以下副本部長に○○、現地対策本部員に○○及び□□を充てる。
- なお、組織図は、次頁のとおりとする。

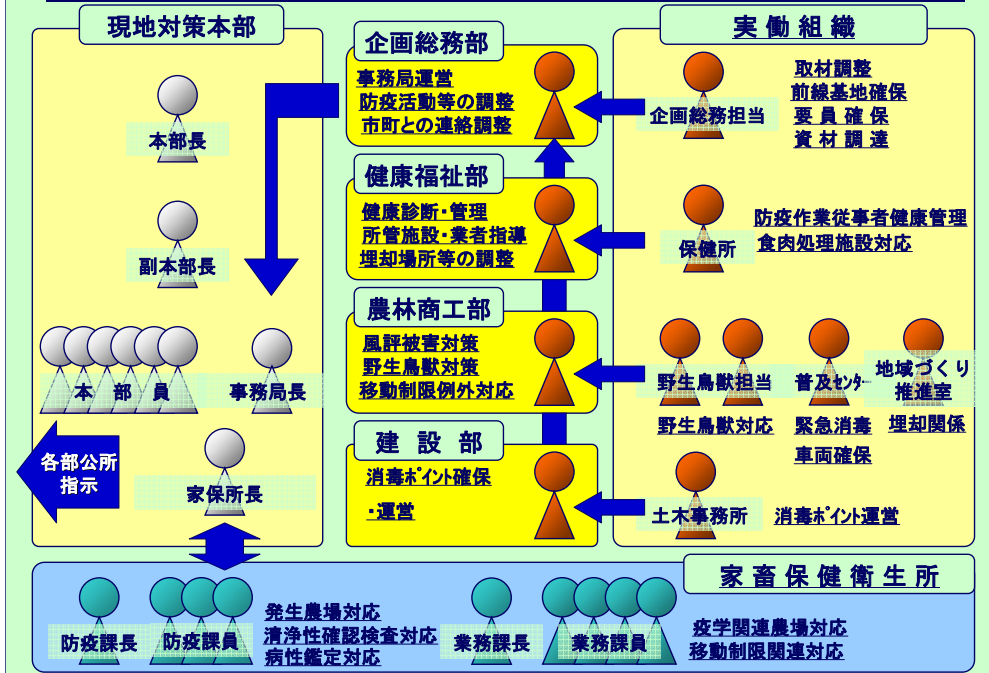
2 現地対策本部の担当業務

現地対策本部の主な担当業務は次のとおりとする。

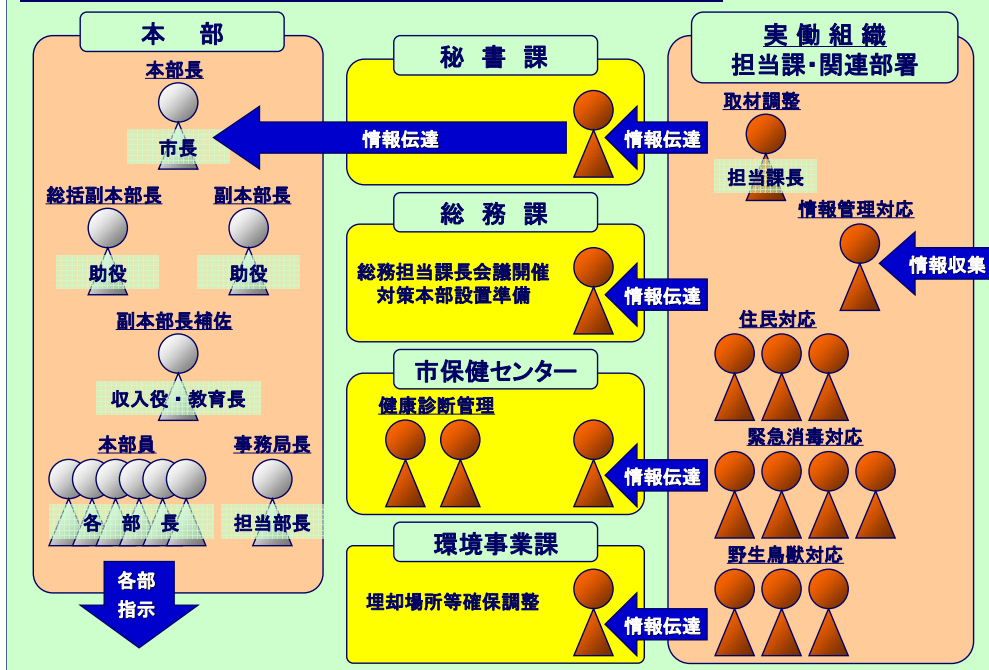
○○地域現地対策本部の役割分担

区分	部室公所	主な役割
総括	企画総務部総務室 農林商工部企画調整室	本部運営 連絡調整
会計・経理	企画総務部総務室	資材発注、会計管理
広報	企画総務部企画振興室	プレス、マスコミ対応 相談窓口
予防衛生	保健所	健康相談及び管理
野生鳥獣対策	農林商工部森づくり推進室	野生鳥獣侵入防止対策
その他の対策	農林商工部商工労働観光室 建設部 農業改良普及センター 教育局 警察署	風評被害対策 消毒ポイント設置・運営 緊急消毒、農家相談 通学路調整・情報提供 住民等の安全確保のための必要な措置
防疫	家畜保健衛生所、農林商工部企画調整室、地域づくり推進室、農業改良普及センター	防疫対策の企画・実施

京都府〇〇地域現地対策本部(概略例)



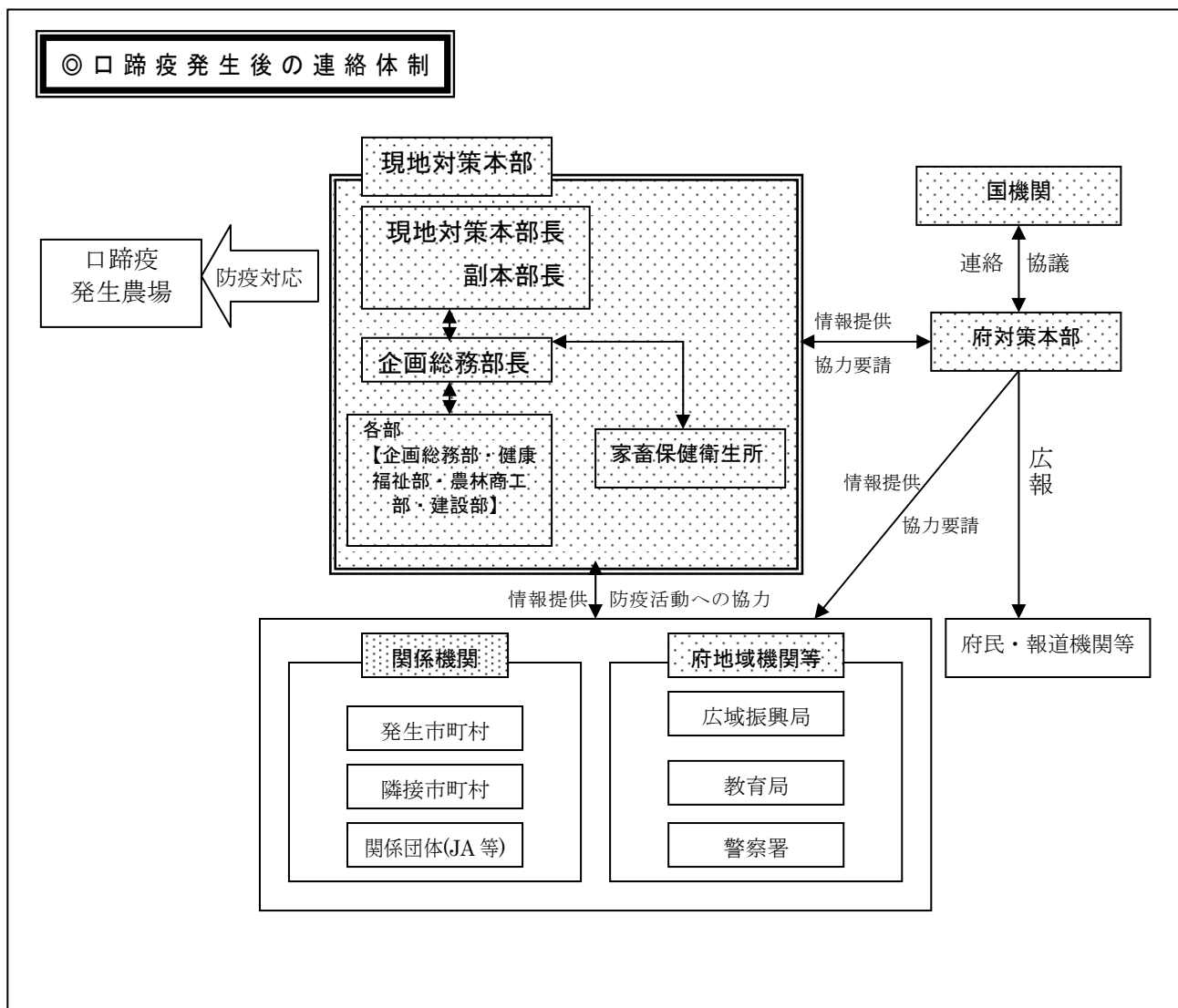
発生地市町対策本部(参考例)



3 関係先への情報伝達

【総務調整班】

本部長は口蹄疫疑似患畜決定後、直ちに、関係機関の長に対する情報伝達を行い、防疫計画に基づく対応に対する協力を依頼するとともに、発生市町村の長に対して口蹄疫の発生が確認されたことを通報し、市町村対策本部の設置を要請する。



第7 現地対策本部の業務

現地対策本部は府対策本部が決定した防疫に関する基本的事項を踏まえ業務を実施する。

1 情報の管理及び提供【広報班】

総務調整班は、現地における情報を収集し、府対策本部に随時、提供する。

なお、各班が、府対策本部の関係班へ情報を提供する場合は、総務調整班へも写しを提供するものとする。

広報班は現地対策本部の広報資料を作成し、報道対応を行う。

2 家畜防疫対応【家畜防疫班、緊急消毒対応班、消毒ポイント運営班】

家畜防疫班は病原体のまん延防止のため、次のとおり対応する。

(1) 移動制限

発生農場の半径10km以内の畜産農家に対して、生きた家畜、死亡した家畜、家畜の精液等、病原体を広げるおそれのある物品の移動を禁止する。

(2) 消毒ポイント

移動制限区域が定められた段階で、移動制限区域内を出入りする畜産に関する車両（飼料運搬車等）を運行する事業者に対して運行計画の提出を求めるものとする。

(3) 消毒ポイントの設置

周辺農場への口蹄疫の蔓延を防止するため、防疫計画で定められた消毒ポイントを速やかに設置し、(2)により提出された計画に基づき運行される車両及び一般車両の消毒を実施する。

(4) 殺処分・埋却処分の実施

防疫計画に基づき殺処分・埋却処分を実施する。なお、総務調整班は、市町村と連携して埋却場所の確保を支援する。

(5) 清浄性確認

防疫指針に基づき、移動制限区域内の清浄性確認を行う。

3 健康対策【健康管理班】

健康対策班は、次のとおり対応する。

防疫従事者に対して心身の健康管理

4 野生鳥獣への対応【野生鳥獣担当班】

野生鳥獣対策班は、家畜防疫班と連携し、本病ウイルスを媒介する可能性のある野生鳥獣の畜舎への侵入防止のための防鳥獣ネットの設置や畜舎出入り口の侵入防止柵の設置を講じる。

各機関の役割(時系列)

段 階	関 係 機 関 の 役 割
異常家畜の通報、通報内容から緊急立入が必要な段階	<p><家畜保健衛生所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農場立入検査、疫学調査の実施 ・関係機関への情報発信 <p><広域振興局等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達（専任者配置）及び情報管理体制の確保
臨床症状、まん延の兆し、疫学的背景等から口蹄疫を否定できず病性鑑定のための検査材料を採材した段階	<p><家畜保健衛生所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関間調整 <p><発生想定市町村></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達（専任者配置）及び情報管理体制の確保
病性鑑定材料の国（動物衛生研究所海外病部）へ搬送、病性決定されるまでの間の当該家畜の移動を自粛した段階	<p><家畜保健衛生所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農場立入制限、病原体散逸防止、緊急消毒の実施 ・疫学関連農場緊急立入検査の実施 ・関係機関への情報発信 ・発生を想定した関係機関招集による連携した体制の構築準備 移動制限想定区域の設定 移動制限想定区域内の偶蹄類家畜飼養者名簿作成 防疫スケジュール作成及び必要動員数算定 ・関係機関からの情報収集 <p><広域振興局等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生を想定した現地体制準備 ・府対策本部及び現地対策本部の連携に係る調整準備 ・現地対策本部による管内関係機関の指示体制準備 ・発生想定農場近隣への前線基地確保準備 ・埋却場所の確保に係る市町間調整準備 ・周辺住民対応に係る市町間調整 ・発生想定農場が幹線道路に隣接する場合は所轄警察署への協力要請 ・発生想定農場に隣接する公共施設（学校、老人ホーム、病院その他）の把握と連絡先確保 ・報道機関対応及びこれに係る市町間調整 ・移動制限区域の設定及び消毒ポイント設置に係る情報提供及び市町間調整 ・野生鳥獣、偶蹄類ペット等に関する問い合わせ担当配置準備 ・緊急消毒及び防鳥獣対策の実施、地域の消毒ポイント設営等家畜防疫対応への協力（人員及び車両確保）準備及びこれに係る市町間調整 ・保健所の所管関連施設（食肉処理施設、愛玩動物取扱業者、動物展示施設等）対応要員の配置準備 <p><発生市町村></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生を想定した現地体制準備 ・府対策本部及び現地対策本部との連携に係る調整準備 ・府の現地対策本部による管内関係機関の指示体制準備に係る協力 ・発生想定農場近隣への前線基地確保準備 ・埋却場所の確保 ・周辺住民対応 ・発生想定農場が幹線道路に隣接する場合は所轄警察署への協力要請 ・発生想定農場に隣接する公共施設（学校、老人ホーム、病院その他）の把握と連絡先確保 ・報道機関対応及びこれに係る広域振興局との調整 ・移動制限区域の設定及び消毒ポイント設置に係る情報提供 ・野生鳥獣、偶蹄類ペット等に関する問い合わせ担当配置準備 ・緊急消毒及び防鳥獣対策の実施、地域の消毒ポイント設営等家畜防疫対応への協力（人員及び車両確保）準備 <p><発生市町村近接市町村></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達（専任者配置）及び情報管理体制の確保 ・発生を想定した現地体制準備 ・府対策本部及び現地対策本部との連携に係る調整準備 ・府の現地対策本部による管内関係機関の指示体制準備に係る協力 ・埋却場所の確保に係る協力 ・移動制限区域の設定及び消毒ポイント設置に係る情報提供 ・野生鳥獣、偶蹄類ペット等に関する問い合わせ担当配置準備 ・緊急消毒及び防鳥獣対策の実施、地域の消毒ポイント設営等家畜防疫対応への協力（人員及び車両確保）準備
口蹄疫の発生を前提に初動防疫措置（病原体散逸防止のためのあらゆる措置）の実施する段階	<p><家畜保健衛生所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農場監視下、農場立入制限、病原体散逸防止、緊急消毒の継続 ・疫学関連農場対応 ・関係機関への情報発信

	<ul style="list-style-type: none"> ・発生を前提とした府対策本部及び現地対策本部と連携した対応 移動制限想定区域の設定の最終調整 移動制限想定区域内の偶蹄類家畜飼養者名簿の再確認 防疫スケジュールの最終調整 必要動員数の最終調整 ・関係機関からの情報収集 <p><広域振興局等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地対策本部の設置及びこれに係る市町間調整 ・報道機関対応及びこれに係る市町間調整 ・移動制限想定区域内及び区域外の偶蹄類家畜飼養農場緊急消毒及び防鳥獣対策の準備 ・地域の通行制限及び車両消毒ポイントの設営 ・野生鳥獣、偶蹄類ペット等に関する問い合わせ窓口設置及びこれに係る市町間調整 ・農場従事者及び家畜防疫従事者への健康診断、健康管理 ・保健所の所管関連施設（食肉処理施設、愛玩動物取扱業者、動物展示施設等）対応要員の配置及び対応窓口の設置 <p><発生市町村></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の設置及び府の現地対策本部との連携 ・報道機関対応及びこれに係る現地対策本部との調整 ・移動制限想定区域内及び区域外の偶蹄類家畜飼養農場緊急消毒及び防鳥獣対策の準備 ・地域の通行制限及び車両消毒ポイントの設営 ・野生鳥獣、偶蹄類ペット等に関する問い合わせ窓口設置 <p><発生市町村近接市町村></p> <ul style="list-style-type: none"> ・府の現地対策本部との連携 ・移動制限想定区域内及び区域外の偶蹄類家畜飼養農場緊急消毒及び防鳥獣対策の準備 ・地域の通行制限及び車両消毒ポイントの設営 ・野生鳥獣、偶蹄類ペット等に関する問い合わせ窓口設置
<p>口蹄疫PCR陽性 疑似患畜決定 防疫対策を本格開始する段階</p>	<p><家畜保健衛生所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生農場の防疫対応 ・疫学関連農場対応 ・府対策本部及び現地対策本部と連携した対応 ・清浄性確認検査の実施 <p><広域振興局等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地対策本部の運営及びこれに係る市町間調整 ・報道機関対応及びこれに係る市町間調整 ・移動制限想定区域内及び区域外の偶蹄類家畜飼養農場緊急消毒及び防鳥獣対策 ・地域の通行制限及び車両消毒ポイントの設営 ・発生農場の防疫対応及び清浄性確認検査の実施への協力 ・野生鳥獣、偶蹄類ペット等に関する問い合わせ対応及びこれに係る市町間調整 ・農場従事者及び家畜防疫従事者への健康診断、健康管理 ・所管関連施設（食肉処理施設、愛玩動物取扱業者、動物展示施設等）対応 <p><発生市町村></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の運営及び府の現地対策本部との連携 ・報道機関対応及びこれに係る府の現地対策本部との調整 ・移動制限想定区域内及び区域外の偶蹄類家畜飼養農場緊急消毒及び防鳥獣対策 ・地域の通行制限及び車両消毒ポイントの設営 ・発生農場の防疫対応及び清浄性確認検査の実施への協力 ・野生鳥獣、偶蹄類ペット等に関する問い合わせ対応への協力 <p><発生市町村近接市町村></p> <ul style="list-style-type: none"> ・府の現地対策本部との連携 ・移動制限想定区域内及び区域外の偶蹄類家畜飼養農場緊急消毒及び防鳥獣対策 ・地域の通行制限及び車両消毒ポイントの設営 ・野生鳥獣、偶蹄類ペット等に関する問い合わせ対応への協力

第8 その他

報道機関への対応

府対策本部と地域対策本部が連携して行う。

災害時連絡指令者

(口蹄疫)

(個人情報取扱注意)

〇〇家畜保健衛生所

① 事務連絡指令者	② 左記の者が不在の場合	③ 左記の者が不在の場合	④ 左記の者が不在の場合
課・職名	課・職名	課・職名	課・職名
氏名	氏名	氏名	氏名
電話	電話	電話	電話
携帯	携帯	携帯	携帯

企画総務部長	
氏名	
電話	
携帯	

局長

企画総務部総務室

① 地域連絡指令者	② 左記の者が不在の場合	③ 左記の者が不在の場合	④ 左記の者が不在の場合
課・職名 室長	課・職名	課・職名	課・職名
氏名	氏名	氏名	氏名
電話	電話	電話	電話
携帯	携帯	携帯	携帯

健康福祉部企画調整室

① 地域連絡指令者	② 左記の者が不在の場合	③ 左記の者が不在の場合	④ 左記の者が不在の場合
課・職名 室長	課・職名	課・職名	課・職名
氏名	氏名	氏名	氏名
電話	電話	電話	電話
携帯	携帯	携帯	携帯

健康福祉部長

農林商工部企画調整室

① 地域連絡指令者	② 左記の者が不在の場合	③ 左記の者が不在の場合	④ 左記の者が不在の場合
課・職名 室長	課・職名	課・職名	課・職名
氏名	氏名	氏名	氏名
電話	電話	電話	電話
携帯	携帯	携帯	携帯

農林商工部長

建設部土木事務所

① 地域連絡指令者	② 左記の者が不在の場合	③ 左記の者が不在の場合	④ 左記の者が不在の場合
課・職名 次長	課・職名	課・職名	課・職名
氏名	氏名	氏名	氏名
電話	電話	電話	電話
携帯	携帯	携帯	携帯

建設部長

口蹄疫登庁職員一覧表

部	班名	班責任者			班副責任者			担当			備考
		職名	氏名	携帯番号	職名	氏名	携帯番号	職名	氏名	携帯番号	
企画総務部	総務調整班										
家畜保健衛生所	家畜防疫班										
農林商工部	野生獣対応班 緊急消毒対応班										
健康福祉部	健康管理班										
建設部	消毒メンテナンス運営班										
合計											

〇〇地域現地対策本部		府機関・市	
	主な役割分担		具体的な準備・対応
<p>企画総務部総務室※、各地域総務室</p> <p>農林商工部企画調整室※</p> <p>〇〇家畜保健衛生所</p>	<p>現地対策本部事務局運営</p> <p>各部室・公所との連絡調整</p> <p>現地対策本部会議の開催</p> <p>対策本部との連絡調整</p> <p>関係機関への情報伝達</p> <p>防疫活動等の調整</p> <p>市町村との連絡調整</p> <p>職員との調整</p> <p>府民からの相談対応</p> <p>埋却地に係る現地調整</p> <p>会計・経理</p> <p>資材等の確保</p> <p>地元府議との情報連絡等</p>	<p>現地対策本部会議の開催・招集</p> <p>対策本部への出席</p> <p>連絡体制の整備(携帯電話の確保)</p> <p>前線基地確保・運営</p> <p>農場内清浄エリア資材(シート)確保</p> <p>車輛確保(資材搬入、応援要員輸送、消却物輸送)</p> <p>応援要員(家畜防疫員等)の対応</p> <p>公共施設対応(農場往来経路設定)</p> <p>防疫資材の追加調整</p> <p>職員動員計画の作成(本庁調整)</p> <p>支出業務</p> <p>資材等発注</p> <p>発生農場におけるシート、簡易トイレ設置、動員者移動車両、昼食準備等</p>	
〇〇家畜保健衛生所	<p>防疫対策の企画・実施</p> <p>府対策本部(畜産課)への報告</p> <p>防疫情報資料の作成</p> <p>現地情報収集</p> <p>防疫資材の確保</p> <p>移動制限区域・消毒ポイントの設定</p> <p>防疫対策の実施(家保の指示による)</p> <p>畜産農家の相談</p>	<p>農家巡回指導</p> <p>防疫資材の備蓄</p> <p>発生農場での防疫指導</p> <p>移動(搬出)制限区域での設定</p> <p>移動(搬出)制限区域での清浄性確認検査</p> <p>農場内清浄エリアの運営</p> <p>家畜防疫員の認可・清浄性確認検査への応援</p> <p>車輛確保(緊急農家巡回、清浄性確認検査)</p> <p>発生農場での防疫業務(畜舎等消毒、殺処分、搬出)</p> <p>現地相談窓口の設置・市町村相談窓口との連絡調整</p> <p>移動制限区域の字設定に係る市との調整</p>	
農林商工部森づくり推進室	野生鳥獣対応	<p>野生鳥獣の分布調査</p> <p>埋却に係る用地選定調査等</p>	
農林商工部地域づくり推進室	埋却に係る現地調整	埋却に係る設計管理、業者発注・指導	
企画総務部企画振興室	広報資料の総括、報道対応	広報資料(現地対策本部資料)の作成、報道対応	
健康福祉部	埋却地周辺の水質調査等	埋却施設等との調整	
	関係住民・防疫作業従事者の健康相談、健康管理	発生農場周辺での水質調査の実施	
	防疫活動支援(感染防護対応)	発生農場業務従事者等への防疫作業着脱指導	
	と畜場の指導	健康相談・問診等	
	食肉処理場の指導	と畜場及び食肉処理場の消毒システムの把握	
		食肉処理場の指導	
	特別経営相談等	農場内清浄エリアの運営	
農林商工部商工労働観光室		食品関連業者への巡回指導	
	消毒ポイントの設定及び消毒の実施・指導	緊急融資対策に係る相談(食品関連業者に限る。)	
		消毒ポイントの設置、機材搬送、人員体制の確保	
建設部※			
土木事務所	教育委員会・学校関係との連絡調整	通学路調整	
〇〇教育局	住民等の安全確保のための必要な措置	情報の提供	
〇〇警察署	防疫作業への協力		
〇〇市・〇〇町・〇〇村	情報伝達体制の確保		
	情報管理者、広報担当要員設置		
	必要に応じて住民相談窓口確保		
	移動制限予定地の字確認と区域内飼養者情報の確認		
	埋却場所の調整と搬送経路の確認		
	清浄性確認検査等への協力要員及び車両確保		
	消毒ポイント設定に係る情報提供		

※印は主担当公所とする。

※各業務の対応については、必要に応じて担当機関以外の職員の支援をえるものとする。